

一般社団法人日本死の臨床研究会 奨励賞規定

1. (名称) 本賞は、一般社団法人日本死の臨床研究会奨励賞と称する。
2. (目的) 本賞は、死の臨床に関する学術的研究活動や諸活動を会員に奨励するために、優れた論文を表彰し、もって日本死の臨床研究会の発展に寄与することを目的とする。
3. (受賞資格) 本賞の受賞者は、次の3条件をすべて満たさなければならない。
 - 1) 一般社団法人日本死の臨床研究会の会員であること。
 - 2) 「死の臨床」に掲載された原著論文であること。
 - 3) 研究においては、倫理面への配慮が十分なされたものであること。
4. (本賞の選考) 本賞の選考は、選考委員会が行う。
5. (選考委員会の構成) 選考委員会は、一般社団法人日本死の臨床研究会の教育研修委員会と編集委員会の委員によって構成される。
6. (受賞者の選考) 選考委員会は、過去1年間に研究会誌上で発表された論文の中から優れたものを選考し、これを理事会に推薦する。
7. (受賞者の決定) 理事会は、選考委員会から推薦された受賞候補者の中から受賞者を決定する。
8. (賞の授与) 一般社団法人日本死の臨床研究会代表理事は、一般社団法人日本死の臨床研究会の年次大会の会員集会において、一般社団法人日本死の臨床研究会奨励賞として、1件あたり5万円を授与し、公示する。
9. (改廃) 本規定の改廃は、理事会において審議し、総会によって決議される。